

松江市木材利用行動計画

平成 25 年 11 月 1 日 松江市農林基盤整備課

最終改正 令和元年 11 月 29 日

1. 計画策定の趣旨

この計画は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項」の規定に基づき策定した「松江市木材利用推進基本方針」を受けて、市が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定める。

2. 基本的事項

(1) 計画期間

令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間

(2) 対象範囲

- ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- ③ 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

3. 取組み目標

(1) 公共建築物の木造化・木質化

① 木造化の基準及び取組み目標

《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000m² 以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、上記基準以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断

面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

- イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合
- ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取組み目標》

目 標：毎年度の木造化施設率＝100 パーセント

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×100

〔留意事項〕

- 「木造化可能施設数」は、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。
- 「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に 50 パーセント以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

（木材の使用割合条件）

- ・木材使用量の概ね 70 パーセント以上を国産材とし、うち 50 パーセント以上の市産または県産木材を使用するよう努める。

② 内装の木質化の基準及び取組み目標

《内装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内装を可能な限り木質化を図る。

《取組み目標》

目 標：毎年度の木質化施設率＝100 パーセント

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

〔留意事項〕

- 「木質化可能施設数」は、市が整備する公共建築物数とする。
- 「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が 50 % 以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

（木材の使用割合条件）

- ・施工面積の概ね 70 パーセント以上を国産材とし、うち 50 パーセント以上の市産または県産木材を使用するよう努める。

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③ 建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、市産または県産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(2) 松江市における市産または県産木材の利用

市が行う公共土木工事及び備品・消耗品の調達について、市産及び県産木材を使った別表に記載する製品を積極的に活用するものとする。

ただし、維持管理、安全性、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

《取組み目標》

毎年度の市産または県産木材利用量（公共建築物、公共土木工事、備品・消耗品の調達の合計）

| 年 度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 計 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 木材利用量 [m ³] | 30 | 565 | 65 | 55 | 20 | 735 |

(3) 解体材の木質バイオマス化

市が解体する公共の用又は公用に供した建築物にあつては、燃料利用等に供するため、可能な限り木質バイオマス化をはかるものとする。

4. 推進体制

(1) 庁内の推進体制

公共部門の木材利用について、産業経済部長を会長とし、木材利用関係部局の課長を構成員とする「松江市木材利用連絡協議会」を設置する。また、利用計画等を把握し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

協議会構成員

- 1) 会 長： 産業経済部長
- 2) 委 員： 防災安全課長、財政課長、資産経営課長、新庁舎整備室長、営繕課長、契約検査課長、建設工事監理室長、子育て政策課長、公園緑地課長、建築指導課長、道路課長、河川課長、教育総務課長
- 3) 事務局： 農林基盤整備課

附 則

この計画は、平成25年11月1日より施行する。

この計画は、令和元年11月29日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

(積極的に活用する建具等の利用例)

別表 1

| | |
|-----|----------------------------|
| 建具等 | 木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等 |
|-----|----------------------------|

(積極的に活用する公共土木工事における木材利用例)

別表 2

| | |
|----------|--|
| 道路 | 木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等 |
| 河川 | 木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等 |
| 公園 | 案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿 ^{あずまや} 、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等 |
| 農業 農村 | 暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等 |
| 漁場 | 間伐材魚礁、工事用看板 等 |

※パーゴラ: つる性の植物を絡ませる木材で組んだ棚。

(積極的に活用する木製品の利用例)

別表 3

| | |
|-----|-----------------------------|
| 備 品 | 事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等 |
| 消耗品 | 職員名札、カード立て、文房具 等 |